

令和 5 年度における差別相談事例について

※本資料において令和 5 年度に係るデータは令和 6 年 1 月末時点のデータとなっています。

1 本市における相談の受付状況

(1) 相談分野別件数

	行政 機関	教育	雇用・ 就労	公共交通 機関	医療・ 福祉	サービス (買物等)	災害時	その他 ・不明	合計
R 4	0	1	1	0	1	2	0	0	5
R 5	4	1	0	1	0	2	0	0	8

(2) 相談者の障がい種別ごとの取扱件数

	視覚	聴覚	肢体 不自由	知的	精神	発達	難病	その他 ・不明	合計
R 4	2	0	1	1	1	0	0	0	5
R 5	3	1	2	0	0	0	1	1	8

(※重複障がいのある方については主な障がい種別でカウント)

(3) 相談者区分

	R 4	R 5
障がい者本人からの相談	1	6
障がい者の家族からの相談	2	1
その他・不明 (福祉施設や相談事業所、匿名等)	2	1

2 代表的な差別相談事例

【代表事例1】子どもの通う学校での対応について

分野	教育	障がい種別	難病（ALS）	相談者	本人
相談内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの小学校最後の運動会に参加したかったため、駐車場の場所なども含め長い間学校と話し合ってきたが、学校から送付された運動会の案内は一般の方と同じ案内だった。 ・学校に確認したところ担当者が不在で、後日文書は用意してあったが誤って一般のものが送付されたとの回答だった。 ・この他にも、事業参観に車椅子で参加することを事前に連絡しているのに、案内された席に椅子が配置してある、教室から段差を超えて移動するときの支援が全くななど、本当に障がいのある人の立場になって対応されていないと感じている。 ・年度末には卒業式もあるため、そこでは適切な対応を取ってもらいたい。また、卒業後の中学校生活においても自身の現状を知ってもらったうえで、対応について話をしたい。そのような場を設けてほしい。 				
対応	<ul style="list-style-type: none"> ・本件について特別支援教育課に確認したところ、既に指導主事が本人と学校の間に入り状況確認などを行っていることを確認した。 ・併せて、今回の対応について、障がいのある子どもだけでなく、保護者に対しても合理的配慮が必要であることを校長先生にも伝えたとの回答があった。 ・本人の希望でもある、卒業式や中学校生活での配慮については、特別支援教育課が調整を行い、責任を持って対応していくとの回答があった。 ・その後、ご本人にも特別支援教育課を通じて適切に対応させていただく旨、説明し了解を得た。 				

【代表事例2】花火大会無料観覧の案内について

分野	行政	障がい種別	その他	相談者	地域活動支援センター 基幹相談支援センター
相談内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟まつり花火大会の無料観覧について実行委員会より案内をいただいた。 ・ありがたい話だが、観覧には付き添い者をつけることが条件となっていた。地域活動支援センターだけでなく、就労Aや就労移行の利用者には一人で観覧が可能な方もいる。担当課に改めて確認したが引率が必須との回答であったため、利用者全体のへの周知は控えたいと思う。 ・基幹相談支援センター相談員からも同様に連絡があり、単独での参加に全く問題のない障がいのある方に制約を付け、誤った認識を流布させてしまうのではないかとの情報提供があった。 				
対応	<ul style="list-style-type: none"> ・案内文書を確認したところ相談内容のとおりだったため、共生条例の不利益な取扱いに該当すると判断。 ・担当課に確認したところ、一人で観覧可能な方がいるという認識が欠けていた。送付後に何件か問い合わせをいただき、家族ではなく施設職員での引率の可否や一人での観覧について問い合わせがあったものについては、いずれも可能と回答したとの回答であった。 ・障がい福祉課が確認した日が申込締切日だったため、期限を延長し、再度事業所にお知らせしてよいか確認。追加や新規の申込みを可能とする旨回答があったため、再度関係事業所に案内を発出した。 ・相談者にも同日中に改めて募集する旨をお伝えし、了解を得た。 				

【代表事例3】新潟テルサでの親子向けイベントについて

分野	サービス	障がい種別	聴覚障がい	相談者	本人（市外在住）
相談内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話リレーサービスを通じて、本人から電話。新潟テルサで親子向けのイベントに応募し当選した。聴覚障がいのため手話通訳者の配置を確認したが配置はなく、同伴の話をしたところ同伴者のチケット（入場料）が必要との回答だった。 ・ 新潟市の共生条例の合理的配慮として、この対応はどうか。一緒に入場する家族は手話ができるが当日は皆で一緒に楽しみたい。 				
対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新潟市の事業所であったことから、相談ダイヤルに電話し事実確認を行った。 ・ 基本的には相談内容のとおり回答だが、相談ダイヤルのため本部に転送される。共生条例の合理的配慮や聴覚障がい者へ配慮するよう理解を求めた。また、事業所として手話通訳を配置する場合は、新潟県聴覚障害者協会へ依頼できることを伝えた。（担当者が不在のため、後日折り返す旨の回答） ・ 相談者には、主催者に合理的配慮について説明したことを伝える。主催者に絶対に配置してほしいとか、通訳者の入場料を免除してほしいということまで考えていないが、何か良い方法がないか主催者に考えてほしかったとの回答。 ・ 後日、再度電話リレーサービスを通じて、本人より電話。主催者から手話通訳者が配置されると連絡があった。ありがとうございましたとの連絡があった。 				